

④ 保育所・認定こども園

保育所・認定こども園

保育所・認定こども園（保育認定）は、家庭内で保育ができない保護者に代わって、お子様をお預かりすることを目的とした児童福祉施設です。「幼児教育を受けさせたい」「集団生活に慣れさせたい」といった理由では入所できません。

ただし認定こども園がない地域においては、特例措置により認める場合があります。

- 入所要件：五島市に居住し住民登録をしている就学前児童で、同居する保護者が下記の認定要件に該当するため、その児童の保育ができない場合。（利用開始日までに転入予定の場合も申し込み可。）

要件	具体的な内容	提出書類
就労（居宅外就労、居宅内就労等）	月 60 時間以上（月 12 日以上）労働をすることを常態としていること	就労証明書
妊娠・出産	出産予定月の 2 か月前から出産月の翌月から 3 か月間	母子健康手帳の写し（発行日付のあるページ、分娩予定日のあるページ）
疾病・障がい	家庭で保育ができないと医師が診断した場合	1.診断書 2.身体障害者手帳、療育手帳、介護保険証、おむつ証明書など
同居親族等の介護・看護	同居する親族を常時介護する方	1.診断書 2.身体障害者手帳、療育手帳、介護保険証、おむつ証明書など
就学	職業訓練校等に在学している期間	1.在学証明書 2.就労証明書
災害復旧	火災、風水被害、地震などの災害復旧にあっていること	五島市役所社会福祉課に相談
虐待・DV	虐待や DV の恐れがある場合	公的機関が発行した証明書等
求職中	保護者が求職活動中の場合	ハローワークカード

- 保育の必要性の認定

保育所・認定こども園（保育認定）・地域型保育事業の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定（2号・3号）を受ける必要があります。認定申請をしていただき、認定された場合は「支給認定証」を交付しますので、大切に保管してください。

【認定区分】

認定区分	対象となる子ども	利用する施設
1号認定	3歳から5歳で幼稚園など教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	3歳から5歳で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	0歳から2歳で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

【施設を利用できる時間】 保育必要量

保育必要量	保育が必要な理由
保育標準時間	1.保護者一人あたりの就労時間の合計が毎月 120 時間以上 2.下記理由以外
保育短時間 施設が設定した 1 日 8 時間の利用可能時間帯で利用可能	1.求職中 2.育児休業中 3.保護者一人あたりの就労時間の合計が毎月 60 時間以上 120 時間未満

④ 保育所・認定こども園（続き）

●利用者負担（保育料）

【1号認定】教育標準時間認定のお子さん

令和元年10月より無償化

【2号認定】保育認定のお子さんで満3歳以上

- ・年度初日（4月1日）時点で3歳以上のお子さん
 - 令和元年10月より無償化
- ・上記以外のお子さま
 - 3号認定の利用者負担と同じ（詳細は下記参照）

【3号認定】保育認定のお子さんで満3歳未満

階 層 区 分	利用者負担（保育料）	
	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,200円	15,000円
市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯、在宅障がい 児(者)がいる世帯、要保護者 等)	7,000円	7,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満	23,400円	23,000円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満 (ひとり親世帯、在宅障がい 児(者)がいる世帯、要保護者 等)	7,000円	7,000円
市町村民税所得割課税額 97,000円未満	23,400円	23,000円
市町村民税所得割課税額 169,000円未満	34,700円	34,200円
市町村民税所得割課税額 301,000円未満	47,500円	46,800円
市町村民税所得割課税額 397,000円未満	62,400円	61,400円
市町村民税所得割課税額 397,000円以上	81,100円	79,800円

※玉之浦地区へき地保育所利用の場合

- (1) 年度当初0～2歳のお子さんは、保育料が月額3,000円です。(生活保護世帯、市民税非課税世帯は0円)
- (2) 年度当初3歳以上のお子さんは、保育料が月額0円です。

④ 保育所・認定こども園（続き）

●五島市内特定教育・保育施設一覧

	施設名	住所	TEL	開所時間	標準時間	短時間	延長保育 ※	
							延長時間	利用料
1	文化保育園	池田町1-8	72-4554	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~19:00	100円/30分
2	恵プラザこども園	木場町 653-2	72-3808	7:00~ 18:30	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	月~金 18:00~19:00 土 18:30~19:00	100円/30分
3	みどり丘保育園	大荒町 530-1	72-3061	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~19:00	100円/30分
4	善教寺保育園	上大津町 210-3	72-2361	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~19:00	100円/30分
5	平和のばら保育園	平蔵町2455	73-0039	7:15~ 18:45	7:15~ 18:15	8:00~17:00の うち最大8時間	18:15~18:45	100円/30分
6	幼徳保育園	籠淵町2418	72-5637	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~19:00	100円/30分
7	若草保育園	野々切町 302-2	73-5110	7:30~ 19:00	7:30~ 18:30	8:00~17:00の うち最大8時間	18:30~19:00	100円/30分
8	聖マリア保育園	松山町 605-1	72-4858	7:00~ 18:30	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~18:30	100円/30分
9	鷺浦保育園	紺屋町 7-21	72-3342	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~19:00	100円/30分
10	こもればの舎 こども園	下大津町 550-3	72-5760	7:00~ 18:30	7:00~ 18:00	8:00~17:00の うち最大8時間	18:00~18:30	100円/30分
11	とみえ認定こども園	富江町狩立 363-1	86-0464	7:00~ 18:45	7:00~ 18:00	8:30~16:30	18:00~18:45	100円/30分
12	聖母保育園	三井楽町 濱ノ畔1157	84-2163	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~16:30の うち最大8時間	18:00~18:30	100円/30分
13	白百合愛児園	岐宿町 楠原735-2	82-0034	7:15~ 18:45	7:15~ 18:15	9:00~17:00	18:00~18:30	100円/30分
14	奈留さくら保育所	奈留町 浦468-112	64-2049	7:15~ 18:15	7:15~ 18:15	8:00~17:00の うち最大8時間	18:15~18:45	100円/30分
15	双葉幼稚園	末広町2-6	72-3788	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—
16	第二双葉幼稚園	籠淵町 1918-1	72-5638	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—
17	福江幼稚園	木場町 500-2	72-2954	7:00~ 19:00	7:00~ 18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—
18	玉之浦地区 へき地保育所	玉之浦町 小川1147-1	88-2703	平日 8:00~ 17:00 土曜 8:00~ 12:00	平日 8:00~ 17:00 土曜 8:00~ 12:00	平日 預けた時間から 最大8時間 土曜 8:00~12:00	実施無し	—
19	ギッズルーム たまちゃん	玉之浦町玉 之浦1371-1	75-6023	8:00~ 17:00	8:00~ 17:00	預けた時間から 最大8時間	実施無し	—
20	つばき保育園	吉久木町205	88-9090	7:00~ 20:00	7:00~ 18:00	預けた時間から 最大8時間	月~金 18:00~20: 00	100円/30分

※延長保育について…延長保育料は30分100円となります。

標準時間認定の延長時間を記載しています。短時間認定の延長時間・その他お問い合わせ・お申込みにつきましては各施設へお願いします。（お盆・年末などは実施しない場合があります。）

●お問い合わせ先 こども未来課 子育て支援班 ☎74-5831